

「シンガポールの生保事情について」

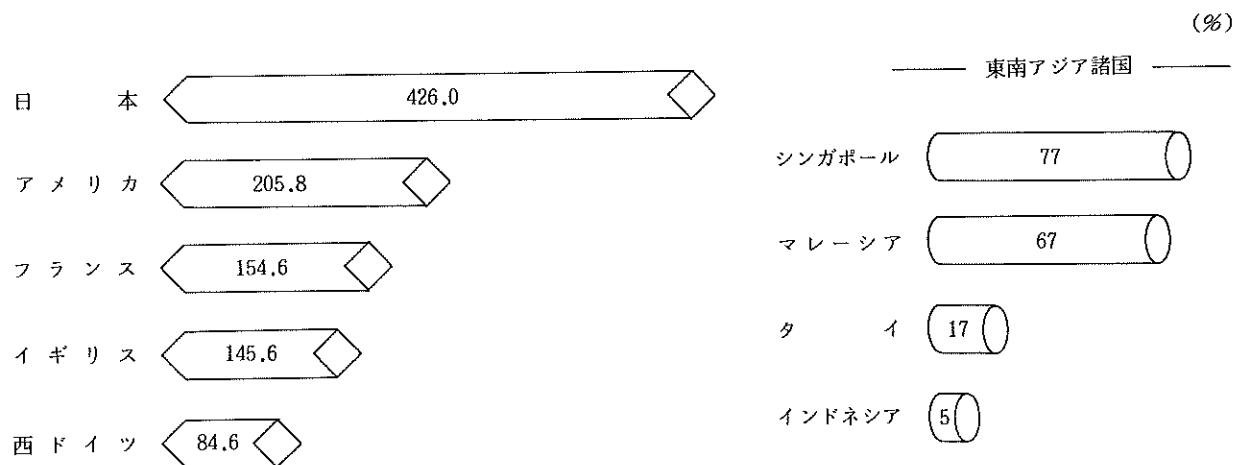
日本生命シンガポール事務所 早川 豊史

近年、NIESからASEANへのシフトがみられるものの、総じて東南アジア各国は順調な経済成長を遂げてきた。

その中で生命保険業についても「生活保障の提供」あるいは「長期金融制度の担い手」として注目を浴びつつあり、今後の飛躍的な発展が期待されている（図-1）。

この「海外だより」では東南アジア諸国の中でも最進国の一と目されるシンガポールの生保事情をリーディングケースとして紹介し、この地域における生保市場の発展性につき考察する。

図-1 世界の国民所得に対する保険金額の割合



(出所)・生命保険文化センター「生命保険ファクトブック'90」
・各国Annual Report of the Insurance Commissioner (1989)

はじめに

日本と東南アジア諸国の生命保険の加入率について比較しよう。

生命保険文化センターによる「生活保障と生命保険に関する個人調査」('89年11月～'89年12月の調査)によると生命保険の加入率は男性85.9%、女性73.7%であり前回調査時の男性82.8%、女性71.1%と比較し、成熟度が更に進んでいることが示されている(図-2)。

これに対する東南アジア諸国(シンガポール・マレーシア・タイ・インドネシア)における生命保険加入率(対人口)は最も高いシンガポールでさえ26.6%に過ぎず、インドネシアに至ってはわずか2%と東南アジア諸国における生命保険市場は“黎明期”にあると云うことが出来る(表-1)。

図-2 生命保険加入率

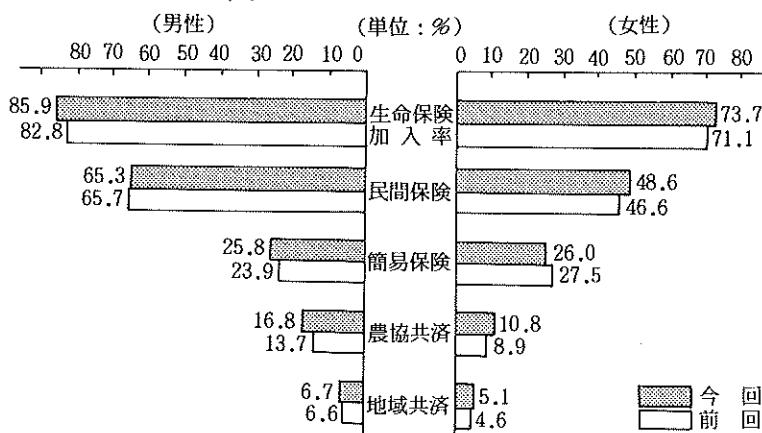


表-1 東南アジア各国の生命保険加入率

	1987年	1988年
シンガポール	21.6	26.6
マレーシア	10.8	11.6
タイ	3.8	4.2
インドネシア	(1986年) 1.8	(1987年) 2.0

(注) インドネシアは'86、'87年の数字を使用

(出所) 各国ファクトブック

(出所) インシュアランスH.2.10.11号

生命保険文化センターの「生活保障と生命保険に関する調査」より

しかし各国とも加入率は順調に上昇しており、高い経済成長を背景に生命保険市場は大きな潜在成長力を有しているように思われる。

とりわけシンガポールにおける加入率が'88年に前年より一挙に5ポイントも上昇し(表-1)、新契約の件数も'87年に49.9%、'88年に31.1%と急増している点が注目される(表-2)。

表-2 東南アジア各国の新契約及び保有契約の件数進展率

	新 契 約		保 有 契 約	
	1987年	1988年	1987年	1988年
シンガポール	49.6	31.1	22.0	24.8
マレーシア	▲ 8.9	11.0	▲ 6.7	9.6
タイ	29.9	29.7	12.4	14.7
インドネシア	(1986年) 7.1	(1987年) 35.0	(1986年) 7.6	(1987年) 17.4

(注) インドネシアは'86、'87年の数字を使用

(出所) 各国ファクトブック

これはシンガポールの経済成長に伴う賃金の上昇と生活水準の向上の結果、生活コストも上昇したため、リスク（病気、ケガによる入院、死亡・老後の生活費準備等）に対する生活保障意識が高まっていることが理由として考えられる（表-3、表-4）。

表-3 東南アジア各国の賃金比較（1986）

	製造業の平均 (US\$/月)	指 数 (日本=100)
シンガポール	275	14.6
マレーシア	150	7.9
タイ	104	5.5
インドネシア	96	5.1
日本	1,890	100

（出所）東洋經濟「海外進出企業総一覧」('89)

表-4 シンガポールの個人消費支出額の上昇 ('80→'88)

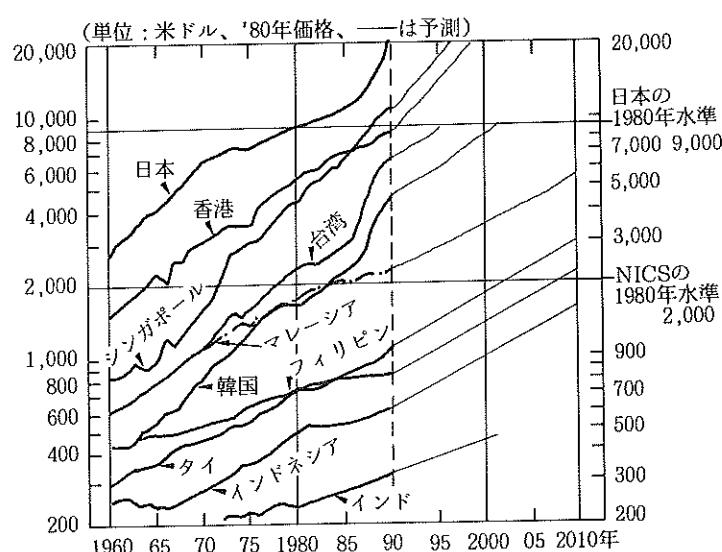
	1980年 (S\$ mil)	1988年 (S\$ mil)	上昇率 (%)
食品関係	4,638	5,867	26.5
衣料雑貨	1,281	1,999	56.0
家賃等	1,576	2,559	62.4
屋内設備	1,451	2,428	67.3
医療費	550	1,092	98.5
通信交通	2,618	3,530	34.8
娯楽・サービス	1,735	3,832	120.8
その他	3,378	5,094	50.8
合計	17,227	26,401	53.3

（出所）The Singapore National Employers Federation
資料 ('89)

経済の成熟度、国民意識、社会慣行等が各国毎に異なっており、一概には論じられないが、ASEAN各国のリージョナルセンターとして発展するシンガポール（図-3）の生命保険事情が、他の諸国の生命保険市場の今後を展望する上で、一つのリーディングケースとして考えられなくない。

以下、シンガポールの最近の生命保険事情と保険制度の概要について紹介する。

図-3 アジア太平洋地域の1人当たり実質GDP



（出所）日本興業銀行シンガポール支店調べ

1. シンガポールの保険事情について

統計面からシンガポールの保険事情について説明する。

(1) 新契約動向について

シンガポールにおける生命保険ニーズは、①著しい経済成長と産業構造の高次化による所得水準の上昇、②これに加えて高学歴人口の増加による生命保険に関する知識の向上と、生保産業自体の積極的なPR活動や市場開拓行動があいまって「保険意識」が高まっていること一により、近年喚起しつつある。

'85年から'89年までの新契約動向を見ると年間保険料ベースで、'85年の67.2百万シンガポールドル（以下同様）から'89年の251.8百万ドルと約四倍の伸びを示している（表-5、図-4）。

また保険金ベースでは'85年の4776.6百万ドルから13,480.3百万ドルと約3倍の販売実績の伸びを示している（表-5、図-5）

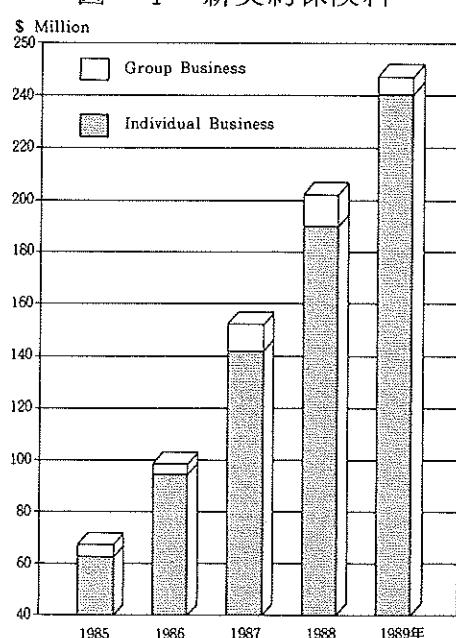
表-5 新契約動向

年	年間保険料		保険金	
	\$ m	% Change	\$ m	% Change
1985	67.2	8.6	4,776.5	17.7
1986	99.2	47.6	6,106.1	27.8
1987	150.4	51.6	7,942.0	30.1
1988	202.0	34.3	12,808.7	61.3
1989	251.8	24.7	13,480.3	5.2

* Excludes life annuities.

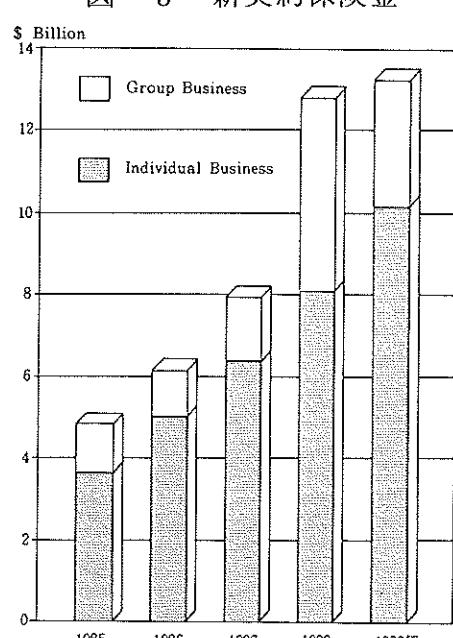
(出所) Annual Report of the Insurance Commissioner Singapore 1989年

図-4 新契約保険料



(出所) Annual Report of the Insurance Commissioner Singapore (1989)

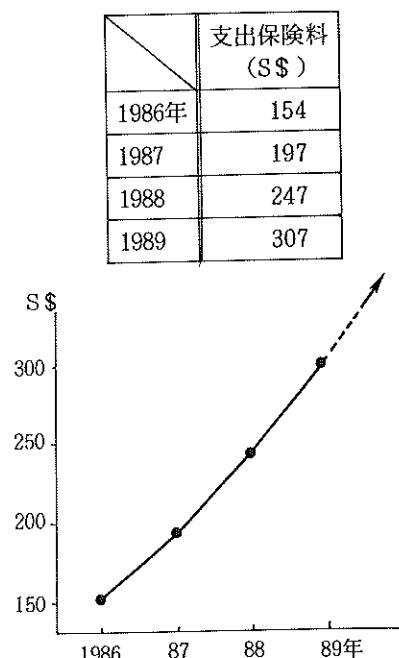
図-5 新契約保険金



(2) 保有契約動向について

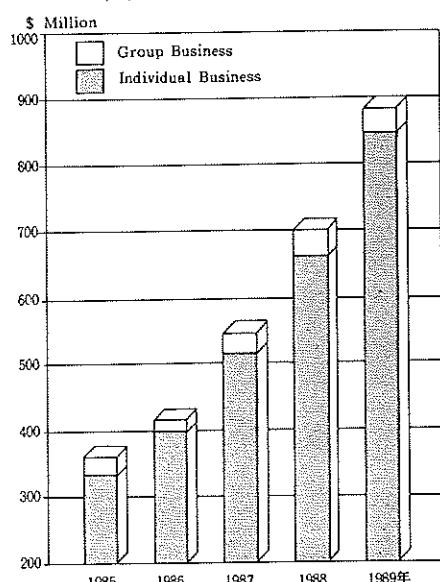
'89年の年間保険料収入の伸びは28.9%となっており過去3年間、20%台の伸展を示している。これはシンガポールでの「生保意識の高まり」と「生命保険購買力の増加」(表-6)が両輪となって急速な上昇を支えていると考えられる(表-7、図-6・7)

表-6 シンガポールの1人当たり
生保保険料支出額の推移



(出所) Annual Report of the Insurance Commissioner Singapore (1989)

図-6 年間保険料



(出所) Annual Report of the Insurance Commissioner Singapore (1989)

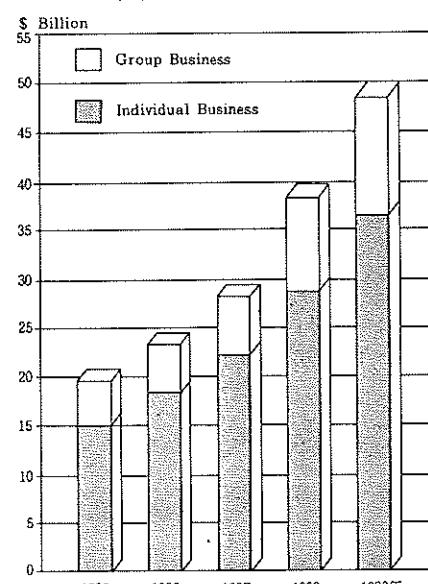
表-7 保有契約動向

年	年間保険料		保険金	
	\$ m	% Change	\$ m	% Change
1985	363.4	9.3	19,441.4	18.3
1986	424.9	16.9	23,479.9	20.8
1987	542.0	27.6	28,901.8	23.1
1988	697.5	28.7	38,294.3	32.5
1989	899.4	28.9	40,800.4	27.7

* Excludes annuity business.

(出所) Annual Report of the Insurance Commissioner Singapore (1989)

図-7 保険金額

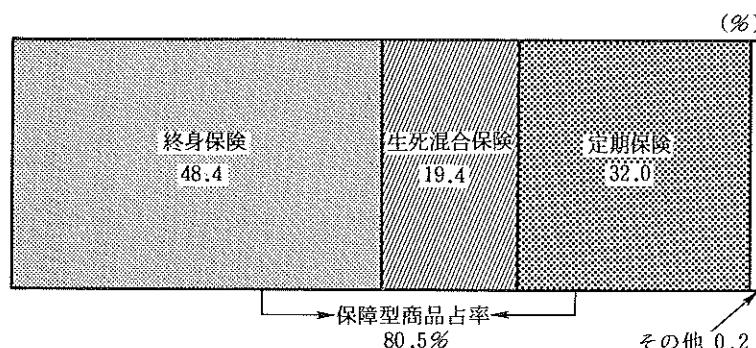


保険金について、昨年の伸展率が32.5%に対し、'89年の伸展率が27.7%と減少しているが、これは'88年に公務員を対象とした超大型団体保険が購入されたという特殊要因によるものである。

(3) 商品構成について

保険金ベースで新契約の商品構成を見ると（図-9）の通り、死亡保障商品である終身保険と定期保険の占率ウェートが80.5%と高い。

図-9 シンガポール新契約保険料種類別構成比（保険金）



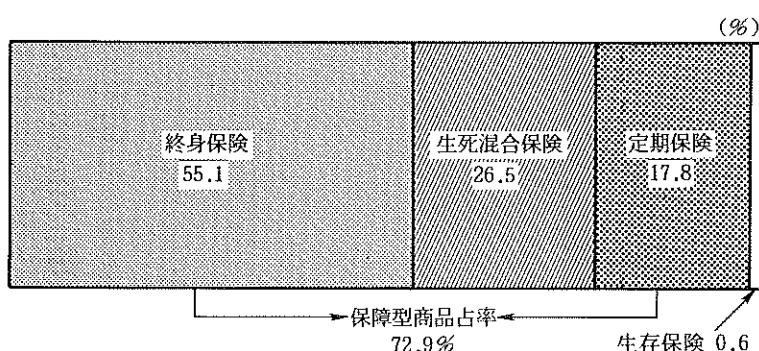
（出所）Annual Report of the Insurance Commissioner Singapore (1989)

これは政府主導のCPF（後述）により老後の準備がある程度保障されているため貯蓄型商品より保障型商品を、より選好しているためと考えられる。

<参考>

日本における「死亡保険」（終身保険、定期保険等）と「生死混合保険（養老保険等）の保険金構成比（図-10）。

図-10 日本の新契約保険種類別構成比（保険金）



（出所）生命保険文化センター「生命保険ファクトブック'90」

(4) シンガポールの生命保険業界

'89年の統計について「総資産」と「新契約（個別保険）・（団体保険）」の2点から生保各社を見ると（表-8）、総資産では歴史のあるグレートイースタンがトップであるが、個別保険の新契約面においては、AIA、NTUC-INCOME（組合員組織を中心に広く活動している生保）、グレートイースタンの三生保の業績が目立つ。

団体保険の新契約面においては政府系の企業に強いICS社の販売実績が際立っている。

表-8 シンガポール生保各社統計（抜粋）

生保会社	総資産	個別保険新契約		団体保険新契約	
		件数	保険金額	件数	保険金額
1. Grat Eastern Life	884,125	39,325	1,661,815	78	183,559
2. AIA	※1	683,133	52,555	2,592,966	666
3. NTUC INCOME		380,774	43,763	1,286,892	202
4. Prudential		278,854	19,908	1,199,381	2
5. OAC	※2	137,237	5,350	179,660	7
6. ICS	※3	124,661	9,680	720,161	523
7. Asia Life		115,166	2,247	98,677	3
8. Wing On Life		49,165	2,497	55,908	—
9. British American Life		15,057	1,080	38,442	—
10. Manulife		13,467	2,904	204,783	1
11. China Life		5,364	—	—	—
12. Keppel		2,151	226	14,005	150
13. Tai Ping Life		694	—	—	—

（保険金額単位 \$ ▯000）

※1 American International Assurance Co., Ltd.

※2 Overseas Assurance Corporation Ltd.

※3 Insurance Corporation of Singapore Ltd.

（出所）Annual Report of the Insurance Comissioner Singapore (1989)

シンガポールの生保業界においても、すでにそれぞれのマーケットで熾烈な競合が始まっているが、大きな潜在市場が残されていることと、各社の積極的なマーケット開拓活動の展開により、シンガポール生保業界の更なる発展が期待される。

2. シンガポールの保険制度について

次にシンガポールの保険制度の概要について説明する。

- (1) CENTRAL PROVIDENT FUND (CPF: 中央厚生年金) と WORKERS' COMPENSATION (労働災害補償給付) について

シンガポールの保険制度を特徴付けているものとして政府によるこの2つの強制社

会保障制度がある。

(i) CPFとは

CPFを簡単に説明すると、この制度は ①退職後の生活準備 ②死亡及び高度障害の保障 ③持家購入の促進 ④医療費の給付等、を目的として1955年に設立された政府主導による貯蓄制度である。

従業員の①～④の様な目的のために、企業の雇用主と従業員本人が給与の一定率を毎月拠出して貯蓄しているが、現在の拠出割合は従業員の給与（残業代を含めた総支給額）の16.5%を雇用主が拠出し、本人が23%を拠出（給与天引）し、合計39.5%の拠出分がCPFBOARDの本人口座に預金されている。将来、政府としては会社20%、従業員20%、合計40%の拠出率にする考えを表明している。

〈CPFと生命保険の関係〉

CPF制度があるため、個人にとって、ある程度の老後生活が準備できるということで、生命保険（養老保険や個人年金）の購入により、本人の生活保障を準備しようという意識は低かったようである。

また、給与からの本人の拠出率もかなり高いため可処分所得も小さくなり、自助努力の生命保険への所得配分まで手が回らないのが現実であった。

しかし、最近の生活コストの上昇とCPF制度が将来に向けた貯蓄制度であるということから、次のような問題が発生して来た。

○従業員が若くして死亡した場合、CPFへの積立額がまだ少ないため、CPFから支給される死亡給付金が少なくなる。

○CPFの主目的が

- 持家購入のための準備
- 退職後の生活保障のための準備

ということから、従業員が医療費の給付を本人のCPF積立金から支給されることを好まない（CPFから医療費の給付を受けると残高が少なくなるため）。

以上の点から、民間の生命保険制度に対する関心も高まり、個人の生命保険料支出額も着実に増加して来ている。

(ii) WORKERS' COMPENPATION（労働災害補償給付）とは

月収がS\$1,250未満の従業員に対して適用される制度であり、従業員が業務上の理由により、障害又は死亡（高度障害）になった場合、労働災害給付を行うよう政府から義務付けられている制度である。

しかし、この制度においても、従業員が業務上以外の理由で障害又は死亡した場合、給付金が支給されないことになる。

のことからも保障範囲の幅が広い民間生保に対して、関心が高まって来ている。

(2) 民間生保の保険制度について 一団体保険を中心として

以上で述べた通り、政府の社会保障制度を補完する目的で民間生保に対するニーズが高まって来ているが、ここでは個人保険について簡単に触れ、従業員福祉制度の1つである団体保険制度の概要について詳述する。

(i) 個人保険について

個人保険商品については、次の4つの基本商品から構成されているが、一般的にはこれらの商品の組合せと、各種特約（医療特約・災害特約等）を付加して販売している。

4つの基本商品

- 終身保険
- 年金保険
- 養老保険
- 定期保険

シンガポールの'89年の個人保険平均保険金額はS\$47,600である（1S\$=80円とすると約380万円）が、近年の生活保障意識の高まりから保障型の商品が選好され、平均保険金は上昇しつつある（前年の平均保険金額はS\$44,600）。

(ii) 団体保険について

シンガポールにおいては、近時、労働需給のひっ迫から労働コストの急上昇、Job-hopping（転職）が大きな経営問題として認識されている。

各社は良質の従業員を確保するため、賃金の引上げを図ることに加え、保険制度の導入等、従業員福祉制度の充実を進めつつある。

<一般的な従業員福祉制度>

- 通院医療費、歯科治療費の一部企業負担
- 入院、手術給付制度、従業員死亡時の遺族補償としての団体定期保険制度等の導入
- 社内食堂の整備や昼食費の一部企業負担等

団体保険制度に対するニーズは、従業員福祉制度の充実として、また従業員サイドの生活保障ニーズから高まりつつある。

主要な団体保険商品は次の通りである（表－9）。

表－9 シンガポールの主要な団体保険商品

商 品 概 要	
団体災害傷害保険 (Group Personal Accident Assurance)	事故、災害による傷害及び死亡に対し給付金を支給
団体入院・手術給付金保険 (Group Hospital & Surgical Assurance)	病気や事故で入院、又は手術した時の費用（部屋代、手術費、専門医のコンサルタント費等）
団体定期生命保険 (Group Yearly Renewable Term Life Assurance)	従業員が死亡した場合（原因が病気、事故のいかんにかかわらず）死亡保険金を支給
高度障害保障特約 (Total & Permanent Disability Benefit)	病気、事故のため従業員が全面的な障害状態になった場合保障し、給付金は10年間均等（10回）で支払う

（注）「団体災害傷害保険」・「団体入院・手術給付金保険」は損害保険会社でも販売している。

おわりに

本年、7～8月にシンガポールの西部地域にあるジュロン工業地帯の日系企業80社に団体保険制度の導入状況についてヒヤリングしたが、団体保険を採用している企業の制度導入の時期は、概ね、この1～2年の間であった。

これもシンガポールにおいて保険のニーズが近年高まって来ている証左であると考えられる。

シンガポールのみならず東南アジア各国の生命保険市場は、大きな発展可能性を潜めており、保険先進国として我が国生命保険会社の経験、ノウハウはマーケティング・資産運用面等の様々な側面で、今後の整々たる発展への一助となりうるのではないかと考えられる。